（随意契約に関する記録）
第14条　契約責任者は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも３年間保管するものとする。
（苦情の処理）
第15条　略
附　則
１　この手続は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
２　この手続は、この手続の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続きの改正を次の通り公表する。

平成 26 年４月 30 日

日本年金機構

◎調達機関番号　428　◎所在地番号　13

日本年金機構政府調達契約事務取扱細則

（目的）
第１条　この細則は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、日本年金機構（以下「機構」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。
（用語の意義）
第２条　（略）
⑴　（略）
⑵　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。
⑶　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。
⑷　（略）
（適用範囲）
第３条　この細則は、機構の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。
⑴～⑶　（略）
⑷　特定役務のうち前二号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に定める財務大臣の定める額
２・３　（略）
（一般競争の公告）
第４条　本部の調達担当部署の長及びブロック本部の契約責任者（以下「契約責任者等」という。）は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日まで短縮することができる。
２　（略）
（一般競争について公告をする事項）
第５条　（略）
⑴～⑹　（略）
⑺　日本年金機構契約事務取扱細則（細則第20号。以下「契約事務取扱細則」という。）第12条第２項に定める申請の時期及び場所
⑻　（略）
⑼　（略）
２　（略）
３　（略）
⑴　（略）
⑵　入札期日又は契約事務取扱細則第12条第２項に定める申請の時期
⑶　（略）
（公告に係る一般競争に参加しようとする者の取扱い）
第６条　契約責任者等は、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をした後、当該公告に係る一般競争に参加しようとする者から契約事務取扱細則第11条の規定による書類の提出があったときは、速やかに、その者が同細則第10条に定める資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。
２・３　（略）
（郵便等による入札）
第７条　特定調達契約につき、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。
（入札説明書の交付）
第８条　（略）
⑴～⑸　（略）
⑹　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
⑺　（略）
（随意契約によることができる場合）
第９条　（略）
２　契約事務取扱細則第37条の規定は、特定調達契約に関する事務については、適用しない。
（一般競争に関する記録）
第11条　契約責任者等は、特定調達契約につき一般競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。
⑴～⑹　（略）
（随意契約に関する記録）
第12条　契約責任者等は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、契約を締結した日から少なくとも三年間保管するものとする。
（特定調達契約に関する統計）
第14条　理事長は、厚生労働省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、厚生労働省に送付するものとする。
附　則
（施行期日）
第１条　この細則は、平成22年１月１日から施行する。
（経過措置）
第２条　この細則は、この細則の施行の日前において、国が、機構が締結することとなる契約に係る公告その他の準備行為を行い、施行日以降において機構が締結する契約については、適用しない。
第３条　改正細則は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
２　改正細則は、この改正の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。